

**社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会**  
**酒田市権利擁護・成年後見センター**  
**市民後見人養成研修受講補助金要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な高齢者等の権利を守り、地域で安心して暮らせるよう支援する人材を養成するため、市民後見人の養成講座を受講しようとする者の費用の一部を、予算の範囲内及びこの要綱により、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会酒田市権利擁護・成年後見センター市民後見人養成研修受講補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる者は、山形県が主催する市民後見人養成研修を修了した、酒田市に住民登録を有する者をいう。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、山形県が主催する市民後見人養成研修の受講に係る費用のうち、次に掲げるものとする。ただし、当該年度内に支払ったものに限る。

(1) 研修会場までの交通費（自家用車を使用する場合の旅費は、酒田市社会福祉協議会旅費規程の定めるところによる。）

(2) テキスト購入費

(3) その他会長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、受講生1人につき対象経費の10分の10以内に相当する額で50,000円を限度とし、予算の範囲内で会長が決定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市民後見人養成研修受講補助金交付者申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、養成研修受講開講日前日までに会長に提出しなければならない。

(1) 受講計画書（様式第2号）

(2) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 会長は、前条により申請書を受理したときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、申請者に市民後見人養成研修受講補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容の変更又は取下げをしようとするときは、市民後見人養成研修受講補助金変更(取下げ)承認申請書(様式第4号)を速やかに、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を市民後見人養成研修受講補助金変更(取下げ)承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助金交付の対象となった事業が完了したときは、養成研修受講閉講式後30日以内までに、市民後見人養成研修受講補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 養成研修の研修会場までの交通費の支払を証する書類の写し

ア JR・バス利用の場合は実費領収書の写し

イ 自家用車の場合は、自宅から研修会場までの移動経路及び移動距離(キロメートル)が確認でき、経路検索サイトや地図サイトを印刷したもの

(2) テキスト購入費の領収書の写し

(3) 受講報告書(様式第7号)

(4) 市民後見人養成研修受講補助金交付請求書(様式第8号)

(5) その他会長が必要と認める書類

(交付の制限)

第9条 補助金の交付は、予算の範囲内とし、1人につき1回限りとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、市民後見人養成研修受講補助金交付請求書(様式第8号)を会長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 会長は、補助金の交付を受けた者が偽り、その他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(名簿への登録)

第12条 会長は、各自治体又はNPO法人等が主催する市民後見人養成研修の修了証を交付された者を、養成研修修了者名簿に登録するものとする。

(守秘義務)

第13条 市民後見人養成研修を受講した者、市民後見人及びその他事業に関係した者は、その事業実施上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その事業を終了した後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。